

議会改革特別委員会中間報告

本委員会は、昨年7月、第5回定例会において、議会改革の推進を図るため、議員提案により設置された地方自治法第110条に基づく特別委員会です。

第1回の委員会を平成20年7月16日に開催して以来、今日まで19回にわたって精力的に委員会を開催してまいりました(資料1「議会改革特別委員会開催状況」参照)。

本委員会の「主な調査・審査(協議・検討)事項」として挙げた項目は、途中から追加したものを含め、大小68項目に及びますが、そのうち一定の結論を得たものは13項目に過ぎません(資料2「議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項」参照)。

今後、残された項目や新たな課題に対し、市民の負託にこたえ、集中的、継続的、効率的に調査、審査していく考えでありますので、平成20年度最後の定例会にあたり中間報告を行うとともに、さらに閉会中の継続審査の議決を賜りますようお願いする次第です。

なお、本委員会設置の経緯及び主な活動内容等は、次のとおりです。

1. 設置

平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)で、大川原成彦議員、今村岳司議員、上向井賢二議員、片岡保夫議員、八木米太郎議員から提出された議員提出議案第7号「議会改革の推進に関する件」が上程され、大川原成彦議員の提案理由の説明の後、質疑、討論を行い、全会一致で可決されました。

議員提出議案第7号の内容は、市民の負託にこたえ、集中的、継続的、効率的に議会改革について調査、審査するため、地方自治法第110条に基づく「議会改革特別委員会」を設置し、調査・審査が終了するまで閉会中もなお調査・審査を行うことができる、というものです。

委員の定数は、議員提出議案第7号で8人と定められていますが、その考え方として、提案理由の説明の中で、委員長には副議長、委員には各会派から代表1名ずつ(6人)と無所属議員から1名の計8人ということが示されました。

また、本委員会出席に伴う費用弁償は、議員提出議案第7号で支給しないことと定め、それに必要な西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則の一部改正を市長に依頼するとしています。

2. 付託事件

(1) 本委員会には、議員提出議案第7号で付託事件としている「議会改革の推進に関する件」の他に、本委員会を設置した当日の平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)で、次の決議案が付託されました。

ア 西宮市議会報の一般質問記事において会派名と議員名を明記する決議案(決議案第1号)

提出者 上田さち子

賛成者 いそみ恵子・佐藤みち子・杉山たかのり・野口あけみ・まつお正秀

イ 西宮市議会における海外視察を廃止する決議案(決議案第2号)

提出者 野口あけみ

賛成者 いそみ恵子・上田さち子・佐藤みち子・杉山たかのり・まつお正秀

ウ 西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則の廃止を求める決議案(決議案第3号)

提出者 野口あけみ

賛成者 いそみ恵子・上田さち子・佐藤みち子・杉山たかのり・まつお正秀

エ 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議案(決議案第4号)

提出者 野口あけみ

賛成者 いそみ恵子・上田さち子・佐藤みち子・杉山たかのり・まつお正秀

- (2) 上記4件の決議案は、動議として提出されたもので、平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)で、本委員会設置後、一括して日程に追加し、議題としました。それぞれ提出者の提案理由の説明を聴取し、質疑を終了した時点で、片岡保夫議員から、上程中の4件の決議案は先刻設置された議会改革特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にすべきという動議が提出されました。

本動議は、所定の賛成者があったため成立し、本動議について起立により採決を行った結果、起立多数により可決し、各決議案は本委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることになりました。

3. 正副委員長、委員等

- (1) 平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)で、本委員会委員に、議長の指名により、今村岳司(にしのみや未来)・片岡保夫(西宮グリーンクラブ)・喜田侑敬(副議長・政新会)・篠原正寛(政新会)・杉山たかのり(日本共産党西宮市会議員団)・西田いさお(無所属)・町田博喜(公明党議員団)・八木米太郎(にしまちネット)の各議員を選任しました。
- (2) 平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)休憩中に開催された第1回の本委員会で、委員長に喜田侑敬委員(副議長)、副委員長に八木米太郎委員を互選しました。
- (3) 平成20年8月6日の第2回委員会において、川畑和人議長から、本委員会に原則出席し、必要があれば発言する旨表明があり(地方自治法第105条)、今日(平成21年3月18日第19回委員会)に至るまで毎回出席されています。
- (4) 平成20年8月6日の第2回委員会において、会派から選出されている委員に事故があるときは、議会運営委員会同様、代理出席を認めるという確認をしました。委員の代わりに同一会派構成員が出席したときには、欠席した委員の席に着き、特に委員会に諮

ることなく発言を認めるが、表決権はないという扱いです。

しかし、今日(平成21年3月18日第19回委員会)に至るまで、代理出席はなく、全委員が毎回出席しています。

(5) 平成20年10月1日付でにしまちネットが会派を解散したのに伴い、同日付で八木米太郎委員(副委員長)から議長あてに、本委員会委員の辞任願が提出され、議長は同日付で許可しました。

(6) 平成20年10月17日の第8回委員会において、副委員長の互選を行い、片岡保夫委員が副委員長に選任されました。

これにより、委員長は喜田侑敬(副議長・政新会)、副委員長は片岡保夫(西宮グリーンクラブ)、委員は今村岳司(にしのみや未来)・篠原正寛(政新会)・杉山たかのり(日本共産党西宮市会議員団)・西田いさお(無所属)・町田博喜(公明党議員団)となり、現在に至っています。

4. 委員会の傍聴

委員会への市民等の一般傍聴は、本市議会委員会条例では、委員会の許可制となっており、傍聴許可願が提出されるごとに委員長が委員会に諮って許可をしています。しかし、本委員会は、議会改革について調査、審査していく特別委員会であることから、平成20年8月6日の第2回委員会において、傍聴許可願は提出してもらおうが傍聴席に余裕があると認めるときは委員会に諮ることなく自由に入室してもらい、傍聴席が満席となるときには改めて委員会に諮るという扱いをすることを確認しました。

5. 委員会記録等の公開

(1) 平成20年8月6日の第2回委員会において、委員から、本委員会の記録については公文書公開手続を経ることなく自由に閲覧等ができないか、また、インターネットで公開できないか、という問題提起がありました。

(2) 平成20年8月22日の第3回委員会において、委員長から、本委員会の記録については当面、他の委員会の記録同様、情報公開条例による手続きに拠りたいという表明をしました。委員からは、情報公開条例に拠らずに公開すべきとの意見もありましたが、当面は同条例にしたがって公開していくこととなりました。ただし、閉会中に開催された委員会で会議時間が2時間以内であれば、議会事務局において、2週間を目途に記録を完成させる努力をするとともに、他市の委員会記録の公開状況を調査することとなりました。

(3) 平成20年12月24日の第15回委員会で、阪神間各市の状況も考慮して、第1回目からの本委員会の記録(紙媒体)を公開していくこととなりました。ホームページでの公開については、掲載する方向で、実務的な問題等について議会事務局で詰めていくこととなりました。

- また、委員会で協議した項目、結論だけを、委員会からあまり日を置かずにホームページで広報できないかという提案があり、議会事務局で対応していくこととなりました。
- (4) 第1回目からの本委員会の記録(紙媒体)については、平成21年1月26日以降、情報公開課と議会事務局で自由に閲覧していただくこととしました。
 - (5) 委員会で協議した項目、結論などの概要については、平成20年12月24日の第15回委員会分以降、毎回ホームページで公開しています。
 - (6) ホームページでは、第1回目からの本委員会の記録について、平成21年2月24日から公開しています。

6. 本委員会の主な協議・決定事項

(1) 決議案4件の採決

平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)で、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた決議案4件について本委員会で採決を行いました。これら4件の決議案は、後日、本会議で委員長報告の後、採決を行い、委員会と同じ結論となっています。

ア 決議案第1号 西宮市議会報の一般質問記事において会派名と議員名を明記する決議の件

平成20年8月22日の第3回委員会で異議なく承認すべきものと決したもので、同年9月18日の本会議(第6回定例会第6日)で全会一致で可決されました。この決定を受けて、議会だよりの平成20年9月定例会号から、一般質問の記事に質問者の会派名と氏名を記載しています。

イ 決議案第2号 西宮市議会における海外視察を廃止する決議の件

平成20年10月17日の第8回委員会で協議を行い、10月27日の第9回委員会で採決を行った結果、賛成多数で承認すべきものと決しました。同年12月3日の本会議(第7回定例会第1日)で採決を行った結果、起立多数で可決されました。

阪神・淡路大震災以前には、議員が任期中に1回は海外行政視察が可能なように予算を計上しており、昭和62年3月には各派幹事長会で「西宮市議会議員の海外行政視察実施について」の決定をしていました。平成7年2月の各派幹事長会において、阪神・淡路大震災での被災状況を考慮し、平成7年度の海外行政視察旅費は計上しないことの確認を行い、以後、平成20年度予算に至るまで海外行政視察旅費は計上されていなかったものです。決議案第2号の可決により、海外視察は、実際上も制度上も廃止されることとなったものです。

ウ 決議案第3号 西宮市議会議員の(議員)報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則の廃止を求める決議の件

平成20年7月16日の本会議(第5回定例会第8日)で本委員会に付託されたときの件名は「西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則

の廃止を求める決議の件」でしたが、地方自治法の改正により、議員に支給する「報酬」の名称が「議員報酬」に改められたことに伴い、決議案中の規則の名称が平成 20 年 9 月 18 日付で変更されました。本決議案の提出者・賛成者から、平成 20 年 12 月 3 日付で事件の訂正請求書が議長に提出され、同日の本会議(第 7 回定例会第 1 日)で議案訂正の承認を行いました。

本決議案については、平成 20 年 10 月 17 日の第 8 回、10 月 27 日の第 9 回委員会で協議を行ってきましたが、議案訂正後の本決議案について 12 月 8 日の第 13 回委員会で異議なく承認すべきものと決しました。そして、同年 12 月 18 日の本会議(第 7 回定例会第 6 日)で全会一致で可決されました。

従来、「西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則」の規定により、議員が地方自治法第 110 条に規定する特別委員会に出席したときは、費用弁償として 1 日につき 1 万円を支給する、こととなっていました。西宮市議会で設置されている特別委員会としては、3 月定例会で設置される予算特別委員会、9 月定例会で設置される決算特別委員会、及びこの議会改革特別委員会があります。予算・決算特別委員会については、同規則の本則で、議会改革特別委員会については付則で、費用弁償の支給対象から除外していましたが、実際には費用弁償の支給対象となる特別委員会はありませんでした。しかし、この他に新たに特別委員会が設置された際には、規則を改正しない以上、費用弁償が支給されることとなっていました。

なお、規則の制定・改廃は市長の専権事項でありますので、決議案第 3 号の可決後、議長から市長あてに本規則の廃止要請を行い、市長は平成 21 年 1 月 14 日付けで本規則を廃止しました。

エ 決議案第 4 号 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件

本決議案については、平成 20 年 10 月 17 日の第 8 回、10 月 27 日の第 9 回委員会で協議を行ってきました。12 月 15 日の第 14 回委員会で採決を行った結果、賛成 3、反対 3 の可否同数となったため、委員長により決することとなり、委員長は否決と裁決しました。同年 12 月 18 日の本会議(第 7 回定例会第 6 日)で起立により採決を行った結果、起立少数で否決となりました。

決議案第 4 号は否決されたものの、議員互助会への市補助金のあり方や議員互助会そのものあり方については、本委員会で引き続き協議を行なっています。

(2) 政務調査費における一部日割り支給導入

政務調査費は、地方自治法及び西宮市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員の調査研究に資するため、申請により、会派または議員に交付されているものです。政務調査費は、各月の 1 日を基準日として、その日に結成されている会派または在職している議員に対して 1 ヶ月分の政務調査費が交付されていました。従いまして、1 日以

外の月の途中で解散した会派あるいは職を失った議員であっても1ヶ月分の政務調査費の交付を受けていましたが、1日以外の月の途中で結成した会派あるいは身分を取得した議員にはその月の政務調査費の交付はありませんでした。

こうしたことから、政務調査費の日割り支給について、平成20年8月6日の第2回、8月22日の第3回委員会で協議を行なってきましたが、同年9月19日の第5回委員会で次のとおり決定し、9月26日の第6回委員会で、本会議に提出する政務調査費の交付に関する条例改正案文の確認を行いました。

ア 会派及び議員に対する政務調査費について、一般選挙後の任期開始日の属する月及び任期満了日の属する月は、日割り計算で交付する。

イ 補欠選挙等で当選した議員の任期開始日の属する月については、日割り計算で政務調査費を交付するが、当該議員が任期開始日に会派に所属し、当該会派が政務調査費の交付を受けている場合は、当該会派にも日割りで追加して交付する。

なお、平成20年9月30日の本会議(第6回定例会第7日)に、委員会提出議案第1号「西宮市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件」として本委員会より提出し、全会一致で可決されました。

(3) 補欠選挙で当選してくる議員の期末手当について

議員の期末手当支給に際しては、基準日までの在職期間に応じて期間率の適用があります。平成20年11月16日執行の市議会議員補欠選挙で当選した議員は、11月17日から議員としての身分を取得することとなるため、期末手当の基準日である12月1日までの在職期間は15日となり、この場合の期間率は36.1%となります。すなわち、6ヶ月以上在職している議員の36.1%の期末手当が支給されることとなっていました。

わずか15日の在職なのに36.1%の期間率は高過ぎるのではないかということから、8月22日の第3回、9月5日の第4回委員会で協議を行ない、9月19日の第5回委員会で「補欠選挙における期末手当の支給は、日割り計算を適用し、一般選挙等における日割り計算については、今後の報酬での議論にゆだねる」とことと決定しました。

期末手当の支給については、市長の権限であることから、議長から市長に対し、補欠選挙で当選してくる議員の期末手当は日割り支給とするよう要請し、要請どおりの支給がなされています。

(4) 陳情を議長供覧とする基準について

委員会での審査になじまないような陳情について、議長供覧扱いとして処理する基準を明確にすべき、ということから、平成20年8月22日の第3回委員会以来(9月5日の第4回、9月19日の第5回、9月26日の第6回、10月1日の第7回、10月17日の第8回委員会)協議を行なってきました。

ア 協議の過程で、請願・陳情の締め切り期限について、事前に検討する時間が必要であ

るとして、従来の常任委員会開催の2日前の午後5時から5日前の午後5時に変更することに意見の一致を見ました。

イ 提出に必要な形式要件(邦文を用い、趣旨、提出年月日、陳情者の住所及び氏名等が記載され、押印があるもの)を充足しているもので、陳情者が委員会審査を希望している陳情について、議長供覧扱いとするに際しては、次の基準に該当するかどうかを議会運営委員会に諮問し、その答申を尊重し、議長が決定することに意見の一致を見ました。

(ア) 特定の個人や団体等を誹謗・中傷し、その名誉を毀損したり信用を失墜させるおそれがあるもの

(イ) 個人の秘密を暴露するなど、他人のプライバシーを侵害するおそれがあるもの

(ウ) 法令または公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの

(エ) 裁判等で係争中のもの

(オ) 極めて個人的な事案または私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの

(カ) 趣旨・願意が不明確で判然としないもの

(キ) その他、陳情書の内容が、委員会において審査することが適当でないと考えられるもの

ウ こうした請願・陳情の締め切り期限の変更や陳情を議長供覧扱いとする基準については、平成20年12月議会から適用することとし、それに必要な「請願及び陳情取扱要綱」の改正は、10月27日の議会運営委員会で承認されています。

(5) 議員報酬等について

議員報酬等の性格を考究するため、平成20年9月5日の第4回委員会及び9月19日の第5回委員会で、総務局及び議会事務局より資料に基づき説明を聴取し、質疑を行いました。本件は、議会費に係る他の項目にも関わってくることから、今後、適宜、協議を続けることになっています。

(6) 会派のあり方について

平成20年10月17日の第8回委員会で、会派の最低構成人員は、議案提出権や常任委員会の数から考えると、現在の3名より4名の方が適当ではないかという提起があり、10月27日の第9回委員会にかけて協議を行いました。結論は出ず、今後協議を続けることとなっています。

(7) 平成21年度議会関係予算について

平成21年度議会関係予算について、平成20年11月6日の第10回委員会以来、11月27日の第11回、12月5日の第12回、12月8日の第13回委員会で協議を行なってきましたが、12月15日の第14回委員会で次の結論に達し、12月18日の議会運営委員会で確認を行いました。

ア 新規事業にかかるもの

新規事業に要する経費の増額分は、222万4,000円です。

(ア) 本会議のインターネット中継

平成21年度は予算計上はせず、調査していく。なお、平成22年度以降の実施についての委員の意見は、賛成5、態度保留1でした。

(イ) 本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置

今後の検討課題とし、平成21年度予算には計上しない。

(ウ) 議会だよりの8ページ構成及び広告掲載

本件については、議会報編集委員会で意見の一致を見なかったことにより、本委員会に取り扱いがゆだねられたものです。

議会だよりの全号8ページ化については、本委員会で採決を行い、賛成多数により平成21年度から実施することとなりました。議会だよりへの広告掲載については、本委員会で広告料収入を計上するかどうか採決を行い、賛成少数により平成21年度予算には計上せず、本委員会で引き続き協議を行っていくこととなりました。

(エ) 附属機関（各種審議会等）の委員報酬

平成21年度については、附属機関を所管している各担当課で従来どおり予算計上してもらうこととし、附属機関（各種審議会等）の委員報酬のあり方については、引き続き協議することとなりました。

イ 既存経費にかかるもの

既存経費にかかる減額分は、223万円となります。

(ア) 常任委員会の管外視察旅費

常任委員会等の管外視察旅費は、平成20年度は1人当たり年額25万円を計上していましたが、平成21年度には、5万円減額の20万円を計上する（総額220万円減額）。

(イ) 特別委員会の管外視察旅費

平成20年度同様、基礎額千円を計上する。

(ウ) 政務調査費

従来どおり、1人当たり月額15万円、総額7,920万円を計上することとし、政務調査費のあり方については今後協議していく。

(エ) 議会図書室の図書購入費

平成20年度予算(15万円)から3万円減額し、12万円を計上する。

(オ) 常任・議会運営委員長への報酬加算

一般議員の議員報酬月額に、常任委員長は2万円、常任副委員長は1万円、議会運営委員長は3万円、議会運営副委員長は2万円が加算されていますが、平成21年度についても現行どおりとする。

(8) 議員互助会について

議員互助会は、相互の扶助と親睦を図り、議会の円満な運営に資することを目的に、西宮市議会議員全員をもって組織された会で、慶弔、見舞い、退会一時金等の給付事業や人間ドックの受診料補助事業等を行なっています。互助会は、議員1人1ヶ月1万円の会費と市からの補助金によって運営されています。

ア 人間ドック受診料補助

慶弔、見舞いの給付や人間ドックの受診料補助は、市からの補助金で賄われているため、人間ドック受診料補助のあり方については、決議案第4号「西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件」の結論が本会議で出されてから、協議を行うこととなっていました。

平成20年12月18日の本会議(第7回定例会第6日)において、決議案第4号が起立少数で否決となりましたので、再度、12月24日の第15回、平成21年1月22日の第16回、2月9日の第17回委員会で協議を行い、次のとおり確認、決定しました。

(ア) 決議案が否決されたことにより、市補助金は従来どおり議員互助会に投入されることとなるが、慶弔・見舞金には補助金は投入しない。

(イ) 市補助金は、これまで総務費という予算科目から支出されてきているが、慶弔・見舞金が廃止されると、人間ドックだけに対する補助となるので、議会費という予算科目で100万円を平成21年度予算に計上する。

(ウ) 人間ドック受診に対する市補助金を従来どおり、互助会に交付するのか、厚生事業として別の会に交付するのか、協議しました。厚生会ができたとしても、そこには加入しない、との会派があり、厚生会は全議員参加を前提としていることから、従来どおり互助会に交付することとなりました。

(エ) 人間ドック受診に対する補助率は、現行どおり70%とすることに意見の一致を見ました。限度額については、多数決で6万円とすることに決まりました。

(オ) 上記を内容とする議員互助会補助金交付要綱及び議員の人間ドック受診料補助実施要項の改正について、平成21年3月10日の議員互助会理事会で決定しています。なお、市補助金の精算時期との関係で、対象となる人間ドック受診期間を毎年5月1日から翌年3月31日までとすることもあわせて決定しています。

イ 議員互助会のあり方

(ア) 本件については、平成20年12月24日の第15回委員会で、会費で賄われている退会一時金及び記念品料の基金残高の試算について、議会事務局から説明し協議を行いました。意見の一致を見ず、引き続き協議を行っていくこととなりました。

当日開催された議員互助会理事会でも、議員互助会のあり方については本委員会と協議を続けていくことを確認しました。

(イ) 平成21年1月22日の第16回、2月9日の第17回、2月23日の第18回委員会で協議を行った結果、次のことを決定しました。

a 議員互助会の給付の一部について、議員互助会のあり方の結論が出るまで支給を次のとおり凍結する。

(a) 退会一時金・記念品料

ただちに(議員互助会理事会決定時から)凍結

(b) 祝金・香典・見舞金

平成 21 年 4 月 1 日から凍結

(c) 人間ドック受診料補助

凍結しない

b 議員互助会からの脱会について議論してもらいたいとの意見があり、今後協議していくこととなりました。

c 議員互助会のあり方そのものについては、議会改革特別委員会で引き続き協議を行うこととなりました。

(ウ) 平成 21 年 3 月 10 日に開催された議員互助会理事会で、退会一時金及び記念品料の給付については平成 21 年 3 月 10 日から、祝金、香典、見舞金の給付については平成 21 年 4 月 1 日から凍結することを確認しました。

(9) 3 月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方について

ア 従来、3 月定例会においては、当初提案議案に対する質疑は、一般質問とあわせて「質疑及び一般質問」として行われており、一般質問を行う議員でなければ、当初提案議案に対する質疑はできないこととなっていました。これを、一般質問をしない議員であっても議案質疑ができるように、6 月・9 月・12 月定例会同様、質疑だけ単独で行えないか、というのが本件の趣旨でした。

イ 本件については、平成 20 年 12 月 24 日の第 15 回委員会、平成 21 年 1 月 22 日の第 16 回委員会、2 月 9 日の第 17 回委員会で協議を行った結果、次のとおり意見の一致を見ました。

[確認事項]

3 月定例会においても、他の定例会のように、委員会付託を行う際に独立して質疑を行うこととする。ただし、6 月・9 月・12 月定例会の質疑の方法は従来どおりとするが、3 月定例会のみ次の基準による。

(ア) 質疑時間は、答弁を含め、1 人 30 分程度を目安とする。

(イ) 質疑に当っては、発言通告をするように努める。

ウ 平成 21 年 2 月 16 日の議会運営委員会で、上記確認事項について、申し合わせを行い、第 8 回定例会(平成 21 年 3 月)から実施しています。

(10) 代表質問・一般質問の発言順序抽選期日及び発言通告締切り期限について

ア 本件については、平成 21 年 1 月 22 日の第 16 回委員会で提起があり、2 月 9 日の第

17回委員会において協議を行い、次のとおり意見の一致を見ました。

なお、代表質問・一般質問の発言順序抽選期日及び発言通告締切り期限は、確認事項を基本に、その都度議会運営委員会で決定することとなります。

[確認事項]

(ア) 代表質問

a 発言順序抽選

代表質問の発言順序抽選は、定例会招集日のおおむね1週間前に開かれる議会運営委員会終了後に行う。

b 発言通告締切り(現行どおり)

代表質問の発言通告は、代表質問開始日の2日前の正午までに提出する。ただし、市の休日は数えない。

(イ) 一般質問

a 発言順序抽選

一般質問の発言順序抽選は、定例会招集日のおおむね1週間前に開かれる議会運営委員会の翌日に行う。

ただし、平成21年3月議会においては、招集日(2月23日)の本会議終了後とする。

b 発言通告締切り

3月定例会における一般質問の発言通告は、代表質問の発言通告締切り時刻(代表質問開始日の2日前の正午。ただし、市の休日は数えない。)までに提出する。

6月・9月・12月定例会における一般質問の発言通告は、各定例会招集日の正午までに提出する。

イ 平成21年2月16日の議会運営委員会で、上記確認事項について、申し合わせを行い、第8回定例会(平成21年3月)から実施しています。

(11) 議員派遣を含む視察旅費のあり方について

視察旅費のあり方については、平成21年度議会関係予算を協議した際に、今後協議することとなっていたものです。

平成21年2月9日の第17回及び2月23日の第18回委員会で協議を行った結果、平成21年度の視察旅費については、従来どおり常任委員会視察と議員派遣に充てることとし、平成22年度以降については、しかるべき時期に再度、協議することとなりました。

また、常任委員会視察について、次のとおり決定し、後日の委員会で文書により確認することとなっています。

ア 視察前の勉強会等準備を十分に行う。

イ 欠席の場合には、その理由を明確にした欠席届を委員長に提出する。

- ウ 帰着後1ヶ月以内に調査報告書(「感想・意見等」)を提出する。
- エ 各委員の調査報告書(「感想・意見等」)は、他の委員にも配付する。

(12) 図書、雑誌等消耗品の検討について

本件については、平成21年度議会関係予算を協議した際に、今後協議することとなっていたものです。平成21年2月9日の第17回及び2月23日の第18回委員会で協議を行いました。

委員からは、消耗品費で購入している政党機関紙(「赤旗」「公明新聞」「自由民主」「民主」「社会新報」)は止めてもいいのではないかなどの意見が出されましたが、委員長は、経費対効果等を十分考えて議会事務局は執行してもらいたい、との意見を表明しました。

また、次のことを決定しました。

- ア 正副議長室用に購入している一般紙3紙(読売・神戸・産経新聞)の購読をこのまま継続するか否かについて、正副議長と議会事務局で協議し、後日の委員会で報告する。
- イ 平成21年度予算で購入予定の雑誌等18種類の見直しの中で、どうしても継続購入したいものについて、各会派、無所属議員、議会事務局へリストを提出するよう求めています。

(13) 携行ネームプレート、議員バッジ着用等のあり方について

本件については、平成21年2月23日の第18回委員会で、議会事務局から資料に基づき説明を聴取した後、協議を行いました。協議の結果、現行どおり(議員バッジを着用するか否かは議員の判断による。携行ネームプレートは作成しない)とすることになりました。

(14) 事務局コピー機の使用方法について

本件については、平成21年2月23日の第18回委員会で、協議を行いました。事務局コピー機を有料で使用したいという委員からの要請があり、協議した結果、次のとおり確認しました。

- ア 有料化に必要な会計規則の変更や取扱要領等の作成を行い、対応する。
- イ 使用については原則有料とし、領収書は発行しなくてもよいこととする。
- ウ 実施は、規則等の整理ができ次第、速やかに行う。

■資料1 議会改革特別委員会開催状況

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
1	平成20年7月16日	1 正副委員長の互選	0:03	17:07 17:10
2	平成20年8月6日	1 議会改革特別委員会の今後の進め方について 2 政務調査費の日割り計算について 3 次回議会改革特別委員会の日程について	1:25	10:00 11:25
3	平成20年8月22日	1 議会改革特別委員会の今後の進め方について 2 政務調査費の日割り計算について 3 次回議会改革特別委員会の日程について	1:51	10:00 11:51
4	平成20年9月5日	1 議会費にかかる協議・検討事項 (1) 「議会費」に対する各党派等からの見解について (2) 議員報酬等について 2 陳情を議長供覧扱いとする基準について 3 その他	2:08	10:00 12:08
5	平成20年9月19日	1 陳情を議長供覧扱いとする基準について 2 補欠選挙で当選してくる議員の期末手当について 3 議会費について (1) 議員報酬等 4 一部日割り支給導入に伴う政務調査費の交付に関する条例の一部改正について 5 その他	1:38	10:00 12:00 (休憩0:22)
6	平成20年9月26日	1 一部日割り支給導入に伴う政務調査費の交付に関する条例の一部改正について 2 陳情を議長供覧扱いとする基準について 3 その他	0:03	12:02 12:05
7	平成20年10月1日	1 陳情を議長供覧扱いとする基準について 2 その他	1:59	10:00 11:59
8	平成20年10月17日	1 副委員長の互選について 2 陳情を議長供覧扱いとする基準について 3 決議案について 4 その他	2:02	10:00 12:02
9	平成20年10月27日	1 決議案について (1) 決議案第2号 西宮市議会における海外視察を廃止する決議の件 (2) 決議案第3号 西宮市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則の廃止を求める決議の件 (3) 決議案第4号 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件 2 会派のあり方について 3 その他	2:10	13:00 15:10
10	平成20年11月6日	1 平成21年度予算編成方針と議会関係予算について 2 その他	1:11	13:00 14:11
11	平成20年11月27日	1 平成21年度議会関係予算について 2 決議案について(決議案第4号 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件) 3 その他	2:02	10:00 12:02
12	平成20年12月5日	1 平成21年度議会関係予算について 2 その他	2:13	9:30 11:43
13	平成20年12月8日	1 決議案第3号 西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の施行に関する規則の廃止を求める決議の件 2 平成21年度議会関係予算について 3 決議案第4号 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件 4 その他	3:04	14:00 17:04

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
14	平成20年12月15日	1 平成21年度議会関係予算について 2 決議案第4号 西宮市議会議員互助会規程を改定し、市補助金を原資とする給付を廃止する決議の件 3 その他	2:13	14:00 16:13
15	平成20年12月24日	1 議員互助会市補助金のうち、人間ドックのあり方について 2 互助会のあり方について 3 議会改革特別委員会記録の公開について 4 3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方について 5 その他	2:16	10:00 12:16
16	平成21年1月22日	1 議会改革特別委員会の今後の協議日程について 2 3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方について 3 議員の人間ドック受診料補助実施要項について 4 議員互助会のあり方について 5 議会改革特別委員会記録の公開方法について 6 その他	1:59	9:30 11:29
17	平成21年2月9日	1 議員の人間ドック受診料補助実施要項について 2 3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方について 3 定例会日程について 4 議員互助会のあり方について 5 議員派遣を含む視察旅費のあり方について 6 図書、雑誌等消耗品の検討について 7 その他	2:42	9:30 12:12
18	平成21年2月23日	1 議員派遣を含む視察旅費のあり方について 2 図書、雑誌等消耗品の検討について 3 議員互助会のあり方について 4 携行ネームプレート、議員バッジ着用等のあり方について 5 事務局コピー機の使用方法について 6 その他	3:52	13:00 16:59
19	平成21年3月18日	1 中間報告の取りまとめについて	0:02	12:02 12:04

■資料 2

平成21年3月18日現在

議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項

番号	区分	内容	条例化	重要度	緊急性	検討の期限	
1-1	議会運営	運営手法	会派代表者会議の必要性・あり方				
1-2	議会運営	運営手法	議会運営委員会の定例開催の検討	○			
1-3	議会運営	議決事項	地方自治法第96条第2項の規定に基づく、議決事件の拡大(対象案件の検討)	◎	◎		
1-4	議会運営	役員選挙	議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期	○		H21. 5月	
1-5	議会運営	会派	会派のあり方			H21. 9月	
結	1-6	議会運営	公聴	陳情に関する議長供覧基準の明確化			H20. 9月
結	1-7	議会運営	広報	議会だよりのあり方(質問項目ごとの質問議員・会派名直接掲載)	○	※	H20. 9月
1-8	議会運営	広報	議会だよりのHP等への各会派・議員の採決態度掲載			H21. 6月	
1-9	議会運営	広報	本会議のインターネット中継			H21. 9月	
1-10	議会運営	広報	定例会終了後の議会報告会の主催				
1-11	議会運営	その他	本会議場・委員会室の視聴覚機器等設置(IT化を含む)			H21.12月	
1-12	議会運営	その他	議会棟のセキュリティ			H21. 9月	
1-13	議会運営	運営手法	議会基本条例の制定	○	◎		
1-14	議会運営	運営手法	議員間の討議の場の設定			H21. 9月	
1-15	議会運営	運営手法	当局から議員への反問権の保証			H21. 9月	
1-16	議会運営	運営手法	公聴会・参考人制度の活用				
1-17	議会運営	役員選挙	議長の立候補制(所信表明)			H21. 5月	
1-18	議会運営	役員選挙	議長任期の2年制			H21. 5月	
結	1-19	議会運営	運営手法	定例会日程			H21. 3月
1-20	議会運営	運営手法	9月議会と決算審査の日程			H21. 9月	
2-1	議員	議員の身分	議員定数	○改正	◎	H22. 3月	
2-2	議員	議員の身分	附属機関(各種審議会等)委員に議員が就任することの是非(法に基づくものを除く)			H21. 9月	
結	2-3	議員	議員の身分	携行ネームプレート、議員バッジ着用等のあり方			H21. 3月
2-4	議員	待遇	議員(控室)へのPC等IT機器公費配備				
2-5	議員	待遇	議員用の地下駐車場のあり方				
2-6	議員	待遇	議員への湯茶接待のあり方				
2-7	議員	その他	災害発生時における議員及び議会対応マニュアルの検討		◎	H21. 9月	
2-8	議員	待遇	正副議長車、運転手のあり方				
2-9	議員	その他	議員互助会のあり方			H21. 3月	

注1 番号欄の「結」は、議会改革特別委員会で結論がでたもの。

※決議案提出項目

議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項

番号	区分	内容	条例化	重要度	緊急性	検討の期限
	3-1	議会費 報酬	議員報酬のあり方		◎	H21. 9月
	3-2	議会費 報酬	附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方			H21. 9月
結	3-3	議会費 費用弁償	特別委員会出席費用弁償のあり方		○ ※	H20.12月
結	3-4	議会費 視察旅費	議員派遣を含む視察旅費のあり方			H21. 3月
結	3-5	議会費 視察旅費	海外視察のあり方		○ ※	H20.12月
結	3-6	議会費 市補助金	議員互助会への市補助金のあり方		○ ※	H20.12月
	3-7	議会費 市補助金	政務調査費のあり方	○改正		H21.12月
	3-8	議会費 市補助金	政務調査費使途基準の明確化(再検討)	○改正		H21.12月
	3-9	議会費 市補助金	政務調査費金額の検討	○改正		H21.12月
結	3-10	議会費 市補助金	政務調査費日割り計算の検討	○改正	◎	H20. 9月
	3-11	議会費 その他	議会図書室のあり方(図書購入費、市民利用の是非等)			
	3-12	議会費 その他	事務局コピー機の使用方法			H21. 3月
結	3-13	議会費 報酬	11月の補欠選挙で当選してくる議員への12月の期末手当			H20. 9月
	3-14	議会費 報酬	常任・議運正副委員長への報酬加算について	○改正		
	3-15	議会費 その他	議会だよりの広告料収入について			H21. 9月
	3-16	議会費 その他	図書、雑誌等消耗品の検討			H21. 3月
	3-17	議会費 報酬	議員の期末手当(新旧の場合、半年未満の場合)			H21. 9月
	4-1	本会議 質問方法	一般質問時間制限の見直し			H21. 9月
	4-2	本会議 質問方法	一問一答制の導入			H21. 9月
	4-3	本会議 質問方法	対面式質問席の設置			H21.12月
結	4-4	本会議 質問方法	3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方			H21. 3月
	4-5	本会議 開催方法	子ども議会			
	4-6	本会議 開催方法	休日・夜間議会			
	4-7	本会議 開催方法	議会コンサート等(会議場等の目的外の有効活用)			
	4-8	委員会 特別委員会	必要な特別委員会の設置			H21. 9月
	4-9	委員会 審査方法	意見書提出を伴う請願・陳情審査のあり方			
	4-10	委員会 公開手法	完全公開制の導入	○改正		H21. 9月
	4-11	委員会 公開手法	委員会記録のHPでの公開			H21. 9月
	4-12	委員会 開催方法	閉会中の定例開催			
	4-13	委員会 開催方法	閉会中の開催日程調整のあり方			
	4-14	委員会 開催方法	常任委員会1日1委員会開催			
	4-15	本会議 議員総会	全員協議会(議員総会)の活用			
	4-16	委員会 常任委員会	予算・決算常任委員会の設置	○改正		
	4-17	委員会 特別委員会	広報を統括する特別委員会の設置			H21. 9月
	4-18	委員会 審査方法	請願・陳情提出者の意見表明の機会設定			
	4-19	委員会 説明員	主に委員会における当局説明員の厳選			H21. 9月
結	4-20	委員会 公開手法	議会改革特別委員会記録の公開			H21. 3月
	4-21	委員会 特別委員会	6月以降の議会改革特別委員会のあり方			H21. 9月
結	4-22	委員会 特別委員会	議会改革特別委員会記録の公開方法			H21. 3月

注1 番号欄の「結」は、議会改革特別委員会で結論がでたもの。

※決議案提出項目